

業務速報

2014年度年末手当および商品券の支給に関する再申し入れ団体交渉開催

3.0ヶ月回答を撤回し3.5ヶ月分支給せよ！

基礎給・支給額を明らかにせよ！

開業50周年記念！商品券を支給せよ！

恣意的なボーナスカットをやめろ！

本部は11月14日、『申第16号・2014年度年末手当および商品券の支給に関する再申し入れ』に基づく団体交渉を開催しました。はじめに、『申第16号』に対する会社の回答を受け、議論を行いました。

会社は再申し入れに対し、年末手当の支給月数3.0ヶ月は「撤回する考えはない」とし、年末手当の基礎給および支給額についても「会社から開示することはしない」、東海道新幹線開業50周年を記念した5万円分の商品券支給については「そのような考えはない」と回答しました。

これに対し本部は「第2四半期決算で過去最高の営業収益・純利益を上げた社員の努力と期待に全く応えていない。増税・物価上昇・健康保険料の値上げ等により組合員の生活は苦しくなっている。3.5ヶ月分の支給をするべきだ」と強く迫りました。また、基礎給と支給額の開示については「開示しないことは他企業との比較を困難にし、賃金削減・抑制をするためのものだ。基礎給と支給額を開示すべき」と会社を追及しました。さらに、東海道新幹線開業50周年を記念した5万円分の商品券についても粘り強く支給を求めました。

しかし、会社はまったく誠意のない態度をとり、頑なに私たちの要求を拒否しました。本部は対立を確認し、恣意的なボーナスカットを行なわないよう、あらためて主張し、回答について持ち帰り検討としました。

以下、会社回答と議論の内容です。

<申し入れ事項および回答>

1. 支給月数を3.0ヶ月分とする年末手当の回答を撤回し、J R 東海労の要求通り3.5ヶ月分の年末手当を支給すること。

【回答】

平成26年度年末手当については、11月7日に回答したとおりでありこれを撤

回する考えはない。

2. 会社は年末手当の基礎給および支給額について、今回から提示しないとした。2014年度賃金改訂交渉で会社は、35歳ポイントの基準内賃金を315,000円とし、1,500円引き上げると回答した。これからすると今年末手当の基礎給は316,500円、支給額は949,500円となるが相違ないか明らかにすること。

【回答】

会社から開示することはしない。

3. 東海道新幹線開業50周年を記念し、これまでの社員の努力と家族の努力に報いるため、全国で使用可能な5万円分の「商品券」を年末手当とは別に支給すること。

【回答】

そのような考えはない。

過去最高の営業収益・純利益は社員の努力の結果！ 会社は3.5ヶ月分支給で利益配分せよ！

組合：会社は年末手当の回答にあたって考え方を示したがその中で、第2四半期累計期間における業績について「運輸収入が対前年102.2%となり営業収益こそ増収となりましたが、一方で営業利益、経常利益は3期ぶりの減益となるなど費用面を含めた経営環境は依然として厳しい」としている。

J R 東海労は、過去最高の運輸収入、そして純利益をあげたのは社員の努力があったからこそであると考え3.5ヶ月分の年末手当を要求した。3.0ヶ月分とする会社回答はあまりにも低すぎる回答であり、職場で努力し苦勞している社員の期待に全く応えていない。会社として社員に対するねぎらいの意味を込めて、3.5ヶ月分の年末手当を支給すべきである。

会社：第2四半期決算が増収となったのは社員の皆さんの努力によるものと認識している。一方で支給月数の考え方は、増収となったことだけではなく、支払い能力、世の中の経済動向などを勘案し、安定的支給のベースとなる2.9ヶ月にどこまで上積みできるかを会社として検討した結果、3.0ヶ月分としたものである。これを変える考えはない。

組合：会社は「回答時発言」の中で、「当社の賃金水準は、J R 他社はもちろん世の中の相場と比較して極めて高い」としているが、第2回団体交渉で主張した通り、J R 東海労は「世の中の相場と比較して極めて高い」とした認識はない。これは会社がJ R 東海労の要求を押さえつけるための詭弁であると考える。

会社：会社としては賃金抑制とは考えていない。当社の支給している賃金は決して低いものではない。この間の景気が悪い時でも定期昇給を維持し、期末手当の安定的支給も行ってきた。こうしたことから当社の賃金水準は高いという認識である。

組合：会社は賃金水準が高いと主張するが、これでは、会社が「もうこれ以上は支給月数を上げない」と主張しているように聞こえてくる。「当社の賃金水準は高い」とする認識を改めること。

会社：賃金を抑えようとするものではない。

組合：「賃金水準が高い」とする会社の認識を受け入れることはできない。現実には過去最高の営業収益をつくり出したのは社員である。社員は好調な業績と東海道新幹線開業50周年を見たとき、これは当然にも年末手当に反映され、昨年を上回るものとして大きな期待を抱いていたのである。しかし3.0ヶ月分という会社回答を聞いた職場の社員は大きく落胆している。会社が「社員の努力に会社として精一杯報いる」という考え方を述べても、社員には到底納得できない回答である。会社は、こうした社員の声を真摯に聞き、JR東海労の要求通り3.5ヶ月分の年末手当を支給すること。

会社：「昨年を上回ることを期待していた」と主張するが、会社は昨年を基準に考えているわけではない。安定的支給ベースの2.9ヶ月からどれだけ上積みできる要素があるのかを考えた時、東海道新幹線50周年という要素も当然加味しているものであり、それが3.0ヶ月という回答である。

組合：好調な業績、東海道新幹線50周年という要素を考えれば、昨年を上回るべきである。会社は加味したというが、数字で表わすべきである。

会社：数字で表わすことはできないが、様々な要素を加味したということである。

組合：組合員、社員は期待していたのである。会社の主張は納得できない。

会社：絶対的な額で言えば、ベースアップ分や定期昇給分があるので昨年より支給額は上がっているはずだ。こうした面でも社員の努力に報いている。

組合：1人ひとりの支給額で見れば昨年より上がっているのは理解するが、昨年よりも営業収益を上げ、純利益を上げた。さらには東海道新幹線50周年という要素もある。昨年と同月数では納得できない。

会社：会社としてはあらゆる要素を加味して回答したものである。

組合：4月から消費税が増税となった。また、健康保険料や厚生年金保険料も料率が増加し物価も上昇している状況下で組合員は大きな負担を強いられている。今年度はベースアップがあったとはいえ、1,500円という極めて低額であった。定期昇給についても、新人事賃金制度以降に昇格試験に合格していない組合員は1,600円しか昇給していない。

このような現実の中で組合員の可処分所得は減少し、生活向上に向ける余裕がなくなっている。第2回団体交渉で主張した通り、こうした現実

が景気の回復を阻む原因になっていると考える。

組合員の生活改善と景気回復に向けて、会社は3.5ヶ月分の年末手当を支給すべきである。

会社：消費税増税や社会保険料は会社の負担も増えている。これは法律などに基づきあまねく国民が負担するものである。会社として負担増となった部分を補填する考えはない。

組合：社会保険料などの負担は会社も支えていくのは当然である。支えていくためにこれまでより多くの賃金、期末手当を支払うべきではないのか。

組合：第2四半期決算において過去最高の純利益を計上した理由に、法人税減税があると考えますが、法人税減税は設備投資や、労働者への賃金を増額するために行われているものである。会社は利益を社員に配分すべきである。

会社：社員には十分な額を支払っている認識である。

組合：会社は第2回団体交渉で「投資先があるにもかかわらずそれを削ってまで賃金に回す考えはない」とし、「中央新幹線への投資も必要な投資である」とした。安全への投資は必要であるが、社員への利益配分を抑制するリニア中央新幹線建設は中止するべきと考える。

会社：中央新幹線計画があるから賃金を利益配分を抑制するという考えはない。

組合：利益配分の率からいえば下がっているのではないか。

会社：利益をどう配分するかは経営の判断もある。貴側の言うような賃金抑制、や削減は行っていない。

組合：認識が異なる。全くの対立を確認する。

年末手当の基礎給と支給額を開示せよ！ 狙いは期末手当の抑制か？！

組合：会社は年末手当の基礎給および支給額について、今回から提示しないとしました。2014年度賃金改訂交渉で会社は、35歳ポイントの基準内賃金を315,000円とし、1,500円引き上げると回答した。これから試算したところでは今年末手当の基礎給は316,500円、支給額は949,500円となるが相違ないか明らかにすること。

会社：開示はしない。試算額について相違があるかないかについても明らかにする考えはない。

組合：会社は今年末手当の基礎給、支給額を明らかにしない理由を「他企業の発表の仕方にばらつきがあるので比較対象とならない。JR他社も控えていることから必要がない」としたが、これまでJR他社も支給額を明らかにしている。会社の主張は誤りであり、JR他社、他企業との期末手当の今まで以上に比較をしにくくするものである。

会社：JR他社が会社として公式に発表しているものはないと思うが、マスコミの取材等に答えたものはあるかもしれない。

組合：「交通新聞」等でこれまで支給額などが発表されているが、これは会社の公式発表に基づくものではないのか。

会社：それは分からない。

組合：「JR他社も控えている」という会社の主張は誤りではないか。

会社：記者が取材等で得た情報は会社の公式発表ではない。新聞発表イコール会社発表ではない。

組合：会社の主張は納得できない。また、「他企業の発表の仕方にばらつきがある」と主張するならば、「35歳ポイント」というJR他社や他企業が使っていない表示方法をやめ、平均額と平均年齢を明らかにすればよいことである。

会社：他企業との比較については、これまでも厳密に同じ条件で開示していないので比較ができていたわけではない。開示しなくても変わりはない。平均の年間給与額は「有価証券報告書」で明らかにしているのだから、大体期末手当の額も分かるのではないかと考える。基本的には「自分の支給額がいくらか」が大事なことと考える。

組合：確かにまったく同じ条件での比較はできないのかもしれない。しかしJR東海労は、会社が基礎給と支給額を開示しないことで、期末手当の額について他企業との比較をさらに困難にし、分からなくすることで期末手当の抑制を図るためのものかと考える。基礎給と支給額をこれまで通り開示すること。また、来年度以降の新賃金の表示方法についても明らかにすること。

会社：年末手当の基礎給と支給額を開示する考えはない。また、来年度のことは、しっかり考えていく。

組合：これまでのように35歳ポイントでの表示を行わないこともあり得るのか。

会社：分からない。

組合：これまで通り開示するよう強く要求する。

東海道新幹線開業50周年！商品券を支給せよ

組合：東海道新幹線開業50周年を無事に迎えることができたのは、社員が努力してきたからこそなし得たものである。この努力に報いるためにも5万円分の「商品券」を支給すること。

会社：そのような考えはない。

組合：会社は第2回団体交渉で「会社の業績や社員の努力については年末手当で報いたいと考えている。東海道新幹線開業50周年はその要素のひとつである」と発言したが、3.0ヶ月という昨年と同月数の回答からは、東

海道新幹線開業50周年が要素として含まれているとは到底思えない。JR東海労の要求通り5万円分の「商品券」を支給すること。

会社：東海道新幹線開業50周年は年末手当の支給月数を決める要素のひとつとして加味されているものである。貴側の主張する「年末手当とは別に」支給する考えはない。

組合：会社は第2回団体交渉で、「東海道新幹線開業50周年を記念するものを社員に支給する考えはまったくない」と発言したが、その姿勢は、これまで安全・安定輸送を担ってきた社員の感情をまったく考えていない発言である。社員の努力と家族の協力に応え、5万円分の「商品券」を支給すること。

会社：組合員、社員の努力は会社としても認識しているが、「形」としたものはまったく考えていない。

恣意的なボーナスカットをやめろ！

組合：これまで議論してきたが、会社の誠意のない回答に大いに不満である。回答を変える考えはないのか。

会社：そのような考えはない。回答の通りである。

組合：年末手当に関する回答は、好調な業績や東海道新幹線開業50周年に対する社員の努力に対し、会社が報いているとは到底思えない。極めて不満である。また、組合員に対する恣意的なボーナスカットを絶対に行わないことを強く求める。今日の議論を持ち帰り検討とする

以 上